

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ちょっと暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程はただいま皆さんにお配りしたとおりです。

日程第1、議案50号令和6年度大治町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案第50号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

去る12月10日の本議会において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、12月12日に総務建設分科会、12月13日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第50号令和6年度大治町一般会計補正予算（第6号）につきましては、林 健児委員から修正案が提出され、提出者からの提案説明を受けたのち質疑・討論を行い、まず修正案について採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正部分を除く原案について採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

続きまして、5番鈴木康友議員から修正動議が提出されておりますので、提案理由の説明を求めます。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。議案第50号令和6年度大治町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議。上記の動議を、次の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を提出いたします。

議案第50号令和6年度大治町一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。第1条第1項中、3億9153万2000円を3億6174万5000円に、126億2698万9000円を125億9720万2000円に改める。第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるものであります。以上です。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

まず最初に委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

よろしいですか。

次に鈴木康友議員の修正案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、最初に原案に賛成の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。原案の中で歳入の中で1,000円未満を本来切り捨てなければいけないところを切り上げた。明らかに行政側も間違を認めております。その場合、委員会ではできませんが本会議場で議案の撤回と新たな正しい案の上程、もしくは訂正ができるはずです。予算決算常任委員会でその部分が修正されている案が可決されている中で、なぜ行政側はまだ原案を残してゐるんですか。行政側はこの原案が正しいと思っているんですか。間違っているならば、それは今の本会議場で撤回して新たに新しい補正予算を出すか、訂正をするか、どちらかの対応を取らなきやいけない。それがやられてない。そのことはこれから議会運営上、大きな問題だと考えておりますので原案に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

続きまして、鈴木康友議員の修正案に賛成の方の発言を許します。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。議案第50号一般会計補正予算（第6号）鈴木議員修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

町制施行50周年記念事業ではございますが、記念曲制作に当たり「元気な愛知の市町村づくり補助金（チャレンジ枠）」に応募したが不採択となりました。また、町民参画型まちの魅力発信事業としてフォトコンテストやワークショップなどが新たに企画されております。こちらもチャレンジ枠を活用し、2年間で総額484万円の予算を見込んでおられます。町制施行50周年記念事業の基本方針で一層の発展と持続可能な魅力あふれるまちづくりと掲げられた理念は大いに理解ができます。しかしながら、国民健康保険財政は極めて逼迫しており、国保加入者への負担増は待ったなしの状況でございます。国保加入者の中には満足な収入が得られず苦しい生活を送る方々もおられます。緊急性と重大性を鑑みたとき、未来への魅力発信よりも今を必死に生きる方々への福祉向上を優先すべき状況ではないでしょうか。そこで、該当する事業の予算を留保し、来年度の国保財政へ充当するなどして国保加入者への負担軽減を図るべきであります。もちろん、先に上げた事業をやみくもに否定するものではありませんので、予算規模の縮小、また中止等も含めて再検討し、新たな形で提案することが望ましいと考えます。また、国民健康保険特別会計への繰り出しについては国保会計での財源構成について改善点があるため、今回の繰り出しを取りやめ、財源構成を改めたうえで再提出するべきであります。よって該当箇所を修正する案を提出するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

次に、鈴木康友議員の修正案に反対の方の発言を許します。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。鈴木康友議員の修正案について反対の立場で討論を行います。

町制施行記念曲制作等業務委託料について、「元気な愛知の市町村づくり補助金」が不採択となっていましたが、町制50周年を迎えるに当たり町全体をさらに盛り上げていくための経費だと思っております。続いて、町民参画型まちの魅力発信事業業務委託料について。来年度町制50周年を迎えるに当たり、町民と行政が一体となってPR冊子の作成や、今後のSNSの活用など町の魅力を発信していくものであります。続いて、国民健康保険特別会計繰出金として2706万4000円が計上されましたが、これは令和

5年度国民健康保険特別会計の決算に伴い、令和6年度の国保会計の財源となる前年度繰越金が不足することとなったため一般会計から繰り出しが行われるものであり、年度途中に補正予算の計上方法として適切なものとなっております。これらもいずれも適切な措置であり、この案件に反対するものであります。皆様の御賛同よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

次に委員会から提出されました修正案に賛成の方の発言を許します。

1番池田耕介議員。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。議案第50号令和6年度大治町一般会計補正予算（第6号）に対して予算決算常任委員会で提出された修正案について賛成の立場で討論を行います。

今回の補正では障害者自立支援給付費として1億1812万9000円、障害児通所支援給付費として1億1585万2000円が計上されています。障害福祉サービスや障害児通所支援は年々その利用者が増えており、それに伴う支給額の増加にも対応していくかなければなりません。また感染症対策事業費として、8500万9000円が計上されています。これは主にHPV、ヒトパピローマウイルスワクチンの接種、かつて接種を勧める取り組みが控えられていた期間に接種の機会を逃した方のためのキャッチアップ接種も含め、ワクチンを接種する人数が増加したことに対する補正となっております。また、この補正に対して予算決算常任委員会におきまして国民健康保険特別会計における令和5年度の実質収支額について1,000円未満を切り捨てて繰越金として補正予算へ計上する必要があるところ切り上げて計上していたことが判明したため修正が出されました。これら、いずれも適切であると判断できるため、私はこの案に賛成をいたします。その上で来年度の町制50周年に向け、さまざまな準備をしていく予算も今回の補正には含まれておりますので、行政としてぜひとも責任をもって邁進していただきたく期待をいたしまして私の賛成討論といたします。ぜひとも皆様の多くの御賛同をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

最後に委員会の修正案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

まず本案に対する鈴木康友議員から提出されました修正案に、賛成の方は起立願います。

[起立 1名]

○議長（松本英隆君）

起立少数です。したがって、鈴木康友議員から提出されました修正案は、否決されました。

続きまして、委員会から提出されました本案に対する委員長報告は修正可決です。  
委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり修正可決されました。

続きまして、ただいま修正議決した部分を除く原案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 10名]

起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く原案は可決されました。  
ここで暫時休憩とします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第58号令和6年度大治町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案第58号について予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

議案第58号令和6年度大治町一般会計補正予算（第7号）につきましても林 健児委員から修正案が提出され、提出者からの提案説明を受けたのち質疑討論を行い、まず修正案について採決した結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。続いて、修正部分を除く原案について採決した結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。

この案件に対する討論はございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長報告は修正可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり修正可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、修正議決した部分を除く原案は、可決されました。

日程第3、議案第51号令和6年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第51号について予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

議案第51号令和6年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましても林 健児委員から修正案が提出され、提出者からの提案説明を受けたのち質疑・討論を行い、まず修正案について採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。続いて、修正部分を除く原案について採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

ここで一言ちょっとお願いがあります。今回このような修正案が3議案で提出され、ここ1年の間に何回もの修正が出されております。行政側の皆さんしっかりと今回の件しっかりと考えていただき、切にそれをお願いして報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に対する討論はございませんか。

[「あり」の声あり]

○議長（松本英隆君）

ございますね。

では、まず原案に対する賛成の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

続きまして、原案及び委員会の修正案に対する反対の方の発言を許します。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。議案第51号大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論させていただきます。

補正予算には一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れを行い、事業納付金へ充当することが見込まれております。この行為は第3期愛知県国民健康保険運営方針が示すところによると、国保会計が赤字状態になったと考えられます。国保会計は財源が脆弱であり、運営が大変厳しいことは理解できるが当初発表しておりました段階的な値上げについては一部未実施であるため、大幅な保険税増額の可能性もある。そのため12月議会にて財政状況や将来的な計画についての質疑を行いましたが、現時点ではまだ明確な回答は得られておらず、議会や町民に対して十分に説明を行っているとは言いがたい状況です。一般会計からの繰り入れ措置は国保加入者だけでなく町民全体で負担することとなるため、将来的な計画を立てた上で負担について明確に示すべきであります。

また、総務管理費や非自発的失業者減免分、支払準備基金などといった項目への繰り入れ措置については厚生労働省通知や県の運営方針による赤字と認定されない手段を選ぶべきで、この手法については継続的な予算編成が実施できるため将来にわたる財源確保の方法としても大変有効であります。まずは自分が述べた方法など赤字削減に有効な手段を可能な限り出し尽くし、最後の手段として一般会計から繰り入れを行うべきであると考えます。よって赤字補填ありきの補正予算案に反対いたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

最後に委員会の修正案に対する賛成の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。議案第51号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の委員会の修正案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

今回1,000円未満について歳入では切り捨てのところを切り上げたという間違った措置、それを修正案では正しております。また、国保会計が厳しい中で一般会計から繰り入れる。本来、非自発的失業など国が認めている繰り入れを先にやるべきです。また年度途中は国は赤字補填と言っております。ですから当初予算で繰り入れて基金、支払準備基金に入れていく。その上でもし赤字だったら、赤字というか足りなかつたらすると、それは国も認めております。しかしながら、赤字補填と言いながらも国のはうは急激な保険税上昇を避けるために5年ほど一般会計から入れてもいいということで、そういうこともしっかりとやっていただく。また国や県が市町村の国保財政にお金を出してもらう。こういうこともやった上でございますが、最終的にお金が足りなければ一般会計から入れざるを得ない。今回、12月議会の中で足りないということが明らかになった場合には入れざるを得ないので賛成をさせていただきます。ただし……

○議長（松本英隆君）

吉原議員、わかりました。

○11番（吉原経夫君）

はい、以上でございます。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は修正可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第51号は修正のほうですね委員長報告のとおり修正可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除いた原案について決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く原案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第52号及び日程第5、議案第53号を一括議題とします。

議案第52号、議案第53号について予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

議案第52号令和6年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）と議案第53号令和6年度大治町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第52号令和6年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第53号令和6年度大治町下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第54号及び日程第7、議案第55号を一括議題とします。

議案第54号、議案第55号について文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

文教厚生常任委員会は12月13日金曜日に開会いたしました。本委員会に付託されました事件は審査の結果次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第54号大治町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。月額から日額へと早朝料金が変更となった。この日額100円になった算出根拠は何かとの問い合わせに、1カ月25日換算、土日も含めた日数で算定した数字を切り捨て、日額100円としている。との答弁でした。

議案第55号大治町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

これで委員長報告を終わります。

まず最初に、議案第54号から行います。

議案第54号の委員長報告に対して質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

議案第54号大治町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第55号に移ります。

議案第55号について委員長報告に対して質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

議案第55号大治町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、原案に対する反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この条例改正は介護保険法施行規則の一部改正に伴い、国が従うべき基準として市町村に条例改正を促しているものであり、大治町としての立場、理解できるものでございますが人員要件の緩和につながっております。よって私たちは反対せざるを得ませんので反対させていただきます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時37分 休憩

午前11時41分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号に対して原案に賛成の方の討論を許します。

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

議案第55号大治町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は国において地域包括支援センターの職員の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、市町村が条例を定めるにあたって従うべきセンターの職員配置に係る基準が改正されたことに伴い、必要な条項の整理を行うものでございます。現時点で人材確保ができない状況ではないものの、今後に備えるためにとの町側の考え方でございますので、私は本議案に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第56号及び日程第9、議案第57号を一括議題とします。

議案第56号、議案第57号について総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

総務建設常任委員会は12月12日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第56号大治町道路線の廃止につきましては全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告いたします。砂子防災公園の道路付け替えは今後も出てくる予定はあるのかの問い合わせに対して、砂子防災公園の区域に影響する町道としてはこの1路線となっているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

続いて、議案第57号大治町道路線の認定につきましては全員賛成で可決すべきものと決定しました。質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

まず最初に、議案第56号から行います。

議案第56号についての委員長報告に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

議案第56号大治町道路線の廃止について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第57号大治町道路線の認定について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

議案第57号大治町道路線の認定について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第60号令和6年度大治町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第60号令和6年度大治町一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度大治町の一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5539万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億8268万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の廃止及び追加は、第2表地方債補正による。令和6年12月19日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事院勧告に基づく給与の改定等による人件費の補正はじめ、民生費において、低所得世帯向けの支援として、住民税非課税世帯物価高騰重点支援給付金事業費（低所得世帯支援分）を1億149万5000円計上する

ものでございます。歳入におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）として1億149万円計上し、財政調整基金繰入金を5390万9000円増額するものでございます。また、地方債について、借入の事業区分の変更に伴い、廃止と追加の補正を行うものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。まず4ページで、スポーツセンターエレベーター改修事業債とスポーツセンター防火シャッター改修事業債、それぞれ事業債の名目が変わると、内容が変わるということでございますが、前の一般事業債で借りてあって名前を覚えるのか、まだ借りてなくて愛知県が認めてくれないとできない等々で愛知県から方針が示されたんでこれから借りるのか、どちらなのかというのが1点。

次に30ページ、31ページお願いします。住民税非課税世帯物価高騰重点支援給付金に関してでございますが、資料もございます。資料見させて実施概要見させていただくとスケジュールが令和7年1月中にシステム改修して、2月中旬に確認書発送、3月中旬で申請期限で年度内完了と非常にタイトなスケジュールになっております。これで実際できるのかということと、振込先確認するにあたってきちんと振込先ここですよというのを返してもらわなきゃいけないのか、他の方法で振込先はつきりわかつていればそのまでいくのか、その振込先を使うのか、その2点をお聞きいたします。

○財政課長（富田伸司君）

では第2表地方債補正についてでございます。こちらの借り入れにつきましてはこれから借りるというものでございます。今月に届け出を県のほうにさせていただいたんですけども、その際に指摘があったということでの事業の区分の変更ということになりますのでよろしくお願ひいたします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

30、31ページの給付金に対する御質問でございます。確かに議員おっしゃられるようにスケジュールがタイトであるかという御質問ですが、システム改修の時期によってどうなるかというところはありますけれども、早期の給付を目指してなるべく年度内給付終わるように目指しはしますけれども、場合によりましては3月議会で予算の繰り越しをお願いする場合もございますのでよろしくお願ひいたします。

あと、口座等の確認につきましては確認書を送付いたしまして、御本人に口座の情報を確認していただいてこちら返送いただくという形をとりたいと思います。といいますのは、口座の確認もありますが扶養親族だけの世帯には給付できないということと、他

の市町で給付を受けている場合も対象外になりますので、そちらの確認もあわせて行うために確認書の送付を予定しております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

4ページでございますが、これから借りるってことでございますが、改修事業ですね、予算通ったのもう少し前じやないかなと思って、今借りて今から工事、当然お金がなきやできないからまだ工事始まってないと思うんですが、工事やって年度内に終わるのか、そこら辺の見込み教えていただきたいと。

あと30、31ページに関しては当然システム改修いろいろ業者の収集して遅れる場合もあって、そういう場合は繰り越しということをお聞きしましてこれは安心したんですが、きっちと対象者にお届けするということはお願いしたいと思います。これは要望ですけど、以上です。

○スポーツ課長（水野 学君）

スポーツセンターエレベーター改修事業、それから防火シャッターのほうの工事の進捗具合でございますけれども、既に契約のほうは行っておりまして、エレベーターと防火シャッターのほうも順次工事のほうに入っていくということで、実施しております年度内の完成を目指しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○財政課長（富田伸司君）

県のほうの申請につきましては事前に計画のほう出しておりますので、それに伴って借り入れのほう行っているということでございますのでよろしくお願ひいたします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

先ほどのシステム改修によってスケジュールいかんということでお答えさせていただきましたけれども、まだ國の方針がしっかり出ておりませんのでそちらのほうの方針も十分参考にさせていただきながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

今、國の状況30、31ページですが教えていただきましてありがとうございます。やはり國が決めないと動けない。ただ非常に國のほうも遅れているのかなといろいろという気はして、ただそういうても國が決めなきやいけないんで國が決まり次第、急いでやつていただきたいとしか言えないんでということと、先ほどスポーツセンターの件も工事は契約していく進められるということで、地方債お金はまだ借りてなくてもできるとい

うことで、それは納得しました。ちょっとお金の件だけ少し心配しましたが、それは納得しましたんで3回目の質問はこれで終わります。答弁はいりませんので。

○議長（松本英隆君）

他に質疑はございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。30ページ、31ページ。住民税非課税世帯物価高騰重点支援給付金、こちらも実施概要を見させていただきまして、まず対象者につきまして18歳以下の子供1人あたりに2万円を加算ということで書いてはございます。こちらについて、①の住民税非課税世帯基準日と同様に18歳は令和6年度基準日に達したときに18歳にあるかどうかということ、また出生についてもどのような形で対象になるのかというのをもう一度整理して説明していただきたいです。もう一つは確認書、発送ということで確認書については振込等々の確認なのか、その確認する書面の内容もう少し詳細に御説明をいただきたいです。以上です。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

子供加算のお尋ねでございます。こちらは議員おっしゃるとおり、令和6年12月13日現在、大治町に住民登録のございます令和6年度の非課税世帯ですね、こちらの世帯員である18歳以下の児童ということで生年月日でいいと平成18年4月2日以降生まれの児童が対象になるかと思われます。出生につきましては、先ほど他の議員のところでもお答えしましたけれども今後また国のほうから質疑応答がこちらのほうに流れてくると思いますので、そちらのほうしっかり参考にして事務を進めてまいりたいと思います。確認書につきましては、町で把握している口座を印刷して確認書を送付します。その口座でよければそこへ振り込みますし、口座を変えたいということであれば申請をいただいてそちらのほうへ振り込みさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

今いただきました回答につきまして少し再質問でございます。振り込みの通帳について確認をするもので、既に町側が把握しているものについては、それで間違いないか変更がないかというふうにお尋ねをするということでしたが、その変更がなかった場合の返答がなかった場合についてどのような措置が取られるのかということと、プッシュ式であればそのまま振り込んでしまうんですが、そちらについての措置。また繰り越しも可能性があるというふうに少し言及をいたしましたが、確かに短期間ではございますので期限切れにつきましてどのように対処されるのか。厳格に対処していくの

かまたはそちらについてはケースバイケースで見ていくことがあるのかということ、お答えできる範囲で回答お願いします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

確認書のお尋ねでございます。プッシュ式で町で把握している口座でよければ、そのままこちらに返送いただきます。中には口座を変えたいという方もお見えになりますので、そういう方はそちらのほうで確認できる書類、通帳等の写しをつけていただきまして返送をしていただきます。期限近くなれば当然、こちらのほうとしましても2回ほど催告、はがきになりますけれども「申請期限がいついつまでですのまだお済みでないですよ」といったような催告のほうを出して対応させていただきます。以上です。

○議長（松本英隆君）

康友君、今の回答でいい。何にもなかつた場合にはとかは。

○5番（鈴木康友君）

はい、返答がもし何もなかつた場合は送金がされるのかどうかというものについて。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

済みません、失礼いたしました。数回催告をして、それでも返答がない場合は御自宅のほうへ伺いまして連絡を取りたいことがあるというようなお手紙を入れさせていただきます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第60号は可決されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後0時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第61号令和6年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第61号令和6年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度大治町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ113万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3355万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和6年12月19日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、人事院勧告に基づく常勤職員の給与の改定に準じ、会計年度任用職員の報酬等を113万5000円増額するものでございます。これらの財源として、職員給与費等繰入金を充てるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。8ページ、9ページ。一般管理費、職員人件費ということで特定財源、一般会計からの繰入金での充当となっておりますが、こちらの財源構成

につきましては今回ののみの措置であるのか、また今後もこのような形での財源構成での計上を行っていくのか、そちらについてお答え願います。

○保険医療課長（水野克哉君）

職員人件費の財源につきましては、当初よりこの職員給与費等繰入金で財源を充てさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時12分 休憩

午後0時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

失礼しました。今回だけじゃなく今後もこの財源として給与費等繰入金を充てさせていただくものでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第61号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第61号は可決されました。

日程第12、議案第62号令和6年度大治町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第62号令和6年度大治町下水道事業会計補正予算（第3号）。

令和6年度大治町の下水道事業会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の予算額の総額に93万1000円を追加し、収益的収入総額を3億7332万9000円に、収益的支出総額を3億6169万3000円とする。令和6年12月19日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、人事院勧告に基づく給与の改正等による人件費の補正として、収益的支出におきましては総係費を93万1000円増額するものでございます。収益的収入におきましては、他会計補助金を93万1000円増額するものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。3ページの給与費明細書で補正前と補正後で職員数が8から7に一人減少しております。今回この補正予算の中では会計年度任用職員の件だけですが一般職、一般会計のほうかもしれませんがちょっと補正が出てきてないようなんで、一般職のこの人数との関係を御説明願いたいと思います。

○建設部雨水対策監兼下水道課長（済田茂夫君）

今回のこの一般職員の7人という減ですが、10月に4条職員が1人退職をしておりますのでその分で減額になっております。補正につきましては4条のところにつきましては退職者職員がいますんで補正をしなくても対応できるということで、補正は上がっていないということになっておりますんで、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

今、下水道課長の言うこと理解できない。4条職員、ちょっと私初めて聞いて済みません、もう少し詳しく、4条職員だけでも説明いただけたら、お願ひします。

○建設部雨水対策監兼下水道課長（済田茂夫君）

大変失礼いたしました。4条職員というのは、資本的収入、支出のほうの資本のほうで充てている技術職の人間のことを4条職員と呼んでおりますんでそのように答弁させていただきましたが、技術の職員が一人退職をしておりますのでその分ということでよろしくお願ひいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第62号は可決されました。

日程第13、議案第63号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第63号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年12月19日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町特別職の給与改定に準じ大治町議会の議員の期末手当を改定するためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって議案第63号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第64号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第64号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年12月19日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ大治町特別職の期末手当を改定するためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第64号は可決されました。

日程第15、議案第65号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第65号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年12月19日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告に準じ給料月額、期末手当及び勤勉手当を改定するためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第65号は可決されました。

日程第16、議案第66号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第66号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年12月19日提出、大治町長。

この案を提出するのは、常勤職員の給与改定に準じパートタイム会計年度任用職員の給与を改定するためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。今回は大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正出ておりますが、常勤職員とパートタイム会計年度任用職員、また単純な労働に雇用される職員というのも一応、例規集に規則でございます。

その給与改定、パートタイム会計年度任用職員の条例ができるのか。そこちょっと教えていただきたいと思います。

○総務課長（佐藤友哉君）

単純労務職の給与改定でございます。こちらにつきましては先ほど議員のおっしゃるとおり規則のほうで規定がございますので、そちらの給料表を改定することによりまして差額改定という形に切り替わっていきますのでよろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

ということは、この規則も当然、本会議場でやることではないんですが規則も人事院勧告に沿って改定していくということ、理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっています議案第66号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第66号は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和6年12月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時29分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長　松本英隆

署名議員　吉原経夫

署名議員　林哲秀